

横浜農場ロゴマーク使用取扱要綱

制定 平成 30 年 4 月 20 日 環創農振第 1199 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例及び横浜市の農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの取組に基づき、「横浜農場」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を活用したプロモーションを展開するため、使用に関して、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適切な使用を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 「横浜農場」とは、食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など横浜らしい農業全体を農場として見立てた言葉であり、「横浜農場」を活用することで、都市農業の活性化や横浜の食や農による都市の魅力向上を図ることを目的とする。

2 この要綱におけるロゴマークとは、別図に定めるものとする。

（ロゴマークの使用対象者）

第 3 条 ロゴマークの使用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 横浜市内産の農畜産物等のブランド化や消費拡大に寄与する者
- (2) 横浜の農業、農畜産物等の PR に寄与する者
- (3) 地産地消の社会的意義などを普及啓発する者
- (4) その他市長が認める者

（使用申請）

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長に「横浜農場ロゴマーク使用申請書」（第 1 号様式）を提出し、使用を開始する前までに承認を得なければならない。ただし、新聞社、テレビ局、出版社その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ市長に「横浜農場ロゴマーク使用届出書」（第 2 号様式）を提出することにより、市長の承認を得たものとみなす。

- (1) 横浜農業協同組合
- (2) 横浜農業協同組合の専門部会及びその部員
- (3) 横浜市中央卸売市場に属する卸売事業者の生産者団体及びその構成員
- (4) 横浜市の認定を受けた認定農業者
- (5) よこはま・ゆめ・ファーマー
- (6) 環境保全型農業推進者
- (7) 第 1 号から第 6 号に規定する団体及び農業者で構成された 3 人以上の農業者団体
- (8) 横浜市の区局等
- (9) その他市長が適当と認める者

3 前項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に掲げる団体については次の要件を備えること

- (1) 代表者の定めがあること
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること

(使用承認)

第5条 市長は前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適當と認める場合は、「横浜農場ロゴマーク使用承認通知書」(第3号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、市長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。なお、ロゴマークの使用については、原則として無料とする。

(使用を承認しない場合)

第6条 市長はロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「横浜農場ロゴマーク使用不承認通知書」(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

- (1) 横浜市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 第3条に規定する使用対象者以外が使用するおそれのある場合
- (3) 第4条第2項第1号から第7号に規定する生産者団体等以外が、市内産農畜産物の包装等により直接表示する場合
- (4) 自己の商標又は意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (7) 第4条の規定による承認を受けないで使用する場合
- (8) その他、その使用が著しく不適当と市長が認める場合

(商品等への使用)

第7条 ロゴマークを商品等に使用する者は、その使用にあたり、使用申請時に商品等の内容について横浜市へ相談のうえで、その承認を得るものとする。

(使用承認期間)

第8条 使用承認する期間は、使用を開始する日から市長が指定する日までとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた申請者及び届出者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、横浜市が指示する使用条件に従うこと
- (2) 横浜農場ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) ロゴマークのデータを譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) 商標登録出願を行わないこと
- (6) ロゴマークを使用した物は、完成後、使用開始に先立ち速やかに横浜市に提出すること。ただし、完成品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真等の

提出をもって、完成品等の提出に代えることができる。

(承認の変更)

第 10 条 使用者は、ロゴマークの使用承認後、承認された内容について変更しようとするときは、再度申請を行うものとする。ただし、イベントの延期等による使用期間及び使用場所の年度を越えない範囲での変更については、この限りでないものとする。

(承認の取消)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき
- (3) その他、市長が不適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に対し、「横浜農場ロゴマーク使用承認取消通知書」(第 5 号様式) をもって通知するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する使用承認の取消により使用者に生じた損害については一切の責任を負わない。

4 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

第 12 条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、ロゴマークを使用した物について横浜市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 13 条 市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損害賠償等の責任)

第 14 条 市長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠実にこれを処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(管理)

第 15 条 ロゴマークの著作権及び使用権については、本市及び制作者に帰属するため、本市の許可なく使用してはならない。

2 ロゴマークの使用管理及びこの要綱に関する事務等については、環境創造局農業振興課

が所管する。

(情報の公開)

第 16 条 環境創造局農業振興課は、広く利用促進を図る視点からロゴマークの使用承認の状況等について公開することができる。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に環境創造局農業振興課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

別図



(図 1)



(図 2)



(図 3)

第1号様式（要綱第4条第1項）

年 月 日

横浜農場ロゴマーク使用申請書

横浜市長

申請者 住所：

氏名：

(法人の場合は、名称・代表者の職・氏名)

横浜農場のロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

使用目的			
使用方法			
使用期間			
使用場所			
使用マーク			
チェック欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連絡先	(担当者) (電話番号/FAX) (Eメールアドレス)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 申請者の活動内容等が分かる書類 <input type="checkbox"/> ロゴマークを使用する印刷物等の原稿または見本（これらの提出が困難な場合は、その写真等）		

注意事項

商品包装等に表示して使用する場合は、商品の内容及び表示イメージがわかる資料（写真等）も添付してください。

横浜農場ロゴマーク使用届出書

横浜市長

届出者 住所：

氏名：

（法人の場合は、名称・代表者の職・氏名）

横浜農場のロゴマークの使用について、下記のとおり届出します。

使用目的			
使用方法			
使用期間			
使用場所			
使用マーク			
チェック欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連絡先	(担当者) (電話番号/FAX) (Eメールアドレス)		
添付書類	<input type="checkbox"/> ロゴマークを使用する印刷物等の原稿または見本（これらの提出が困難な場合は、その写真等）		

注意事項

商品包装等に表示して使用する場合は、商品の内容及び表示イメージがわかる資料（写真等）も添付してください。

第3号様式（要綱第5条）

環創農振第 号
年 月 日

横浜農場ロゴマーク使用承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜農場ロゴマークの使用申請については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

使用目的			
使用方法			
使用期間			
使用場所			
使用マーク			
チェック欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項			

注意事項

- (1) 申請書及び本通知書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに届け出でください。
- (2) 使用方法に記載した内容以外の用途に使用することはできません。
- (3) 使用開始に先立ち完成品を提出してください。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その形状写真をもって代えることができます。
- (4) ロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- (5) ロゴマークの使用状況等は、必要に応じて横浜市に報告してください。

第4号様式（要綱第6条）

環創農振第　　号
年　月　日

横浜農場ロゴマーク使用不承認通知書

様

横浜市長

年　月　日に申請のありました横浜農場ロゴマークの使用申請については、下記の事由により不承認することに決定しましたので通知します。

使用不承認の事由

特記事項

第5号様式（要綱第11条第2項）

環創農振第　号
年　月　日

横浜農場ロゴマーク使用承認取消通知書

様

横浜市長

年　月　日に環創農振第　号で決定を受けました横浜農場ロゴマークの使用承認を下記の事由により、取り消すことを通知します。

使用承認の取消事由

特記事項